

1 集落法人の設立合意までの手順

JA三次では、平成16年に担い手専任部署を立ち上げ、県や市などの関係機関と一体となって集落法人支援を行っています。

ここでは、JA三次の集落法人支援の取組み内容を紹介します。

資料は、JA三次営農経済部の堀田 正登 地域支援マネージャーが、平成23年9月21日に「平成23年度担い手担当者育成研修会」で講演されたものです。

(1) なぜ集落法人なのか？

- ①法人化をしようとするのは、その地域に何らかの危機意識があるから。
→困っていないなら放っておけばよい。



- ②何故危機なのかを、集落データの確認・アンケート調査などを通じて明らかにする。



- ③それは個人で解決が可能なのか？



- ④個人で解決不可能なこと。



- ⑤集落全体で考えよう！

(2) 集落法人支援の内容

■ニーズの掘り起こし

- ①各種研修会への参加とアプローチ

（例）中山間地直払い協議会、地域営農（農業）集団、での研修会開催

- ②地域営農推進班会議

旧町村単位にチームを編成して、取組み方針等の企画・検討を行う。

■集落研修会への誘導

「誰かがやるだろう」では前に進まない。

■リーダーの発掘と育成

代表、副代表、事務局、最低3人のリーダーが必要。

■ 定期的な話し合い（準備委員会）への誘導

活動について集落で認知してもらう。

① 集落、法人のイメージを描く

KJ法等によるイメージの具体化も有効な手法。

集落の役員だけでなく、女性、若者などの括りで話し合いを行うのも効果的。

② Q & Aの作成による法人概念の形成

準備委員会の中で議論する。

Q & Aにより、法人の形と内容を順序立てて議論でき、法人について理解できる。

③ 先進事例視察

自分の集落の考えだけにおぼれない、先行事例の調査で新たな展開を。

■ Q & Aの集約をして、法人のアウトラインを集落へフィードバックする

■ 集落の合意を得て、発起人会へ移行する

■ 関係機関とのフォローアップ体制の構築